

平成14年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年9月17日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年9月19日 午前10時00分
	閉 会	平成14年9月19日 午後 6時55分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	×	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 1名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	監査委員	今村實
助役	大沼隆	教育長	富澤泰
収入役	君澤英二	教委管理課長	田辺正保
総務課長	斉藤健一	教委生涯学習課長	柿崎修一
企画財政課長	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
税務課長	大野榮司	農委事務局長	松浦正之
町民課長	古川福一	教委体育振興課長	澤向邦夫
保健福祉課長		教委指導室長	大場和典
環境政策課長	西野清	水道課長	山崎国雄
農政課長	福田美樹夫	病院事務長	大野繁嗣
水産課長	小倉利一	特別養護老人ホーム施設長	藤田稔
商工観光課長	久保一將	デイサービスセンター施設長	玉田勝幸
管理課長	松澤武夫	保健福祉課長補佐	大崎広也
建設課長	北村誠	病院事務次長	林讓治

1. 会議録署名議員

1 番	稲井正義		
3 番	田宮勤司		

議長 | ただいまより、平成14年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番稲井議員、3番田宮議員を指名いたします。

議長 | 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

3番 | 3番、田宮委員長。

議長 | 議会運営委員会の報告を申し上げます。

昨日午後3時から、第12回議会運営委員会を開会いたしました。

協議の内容は、意見書案が2つ出されることでもあります。

1つは、意見書案第12号として、「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める要望意見書、さらに、意見書案第13号として、地方税源と地方交付税の充実確保に関する要望意見書であります。

審査の方法はいずれも本会議で審査となります。

以上で、報告を終わります。

議長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で、報告を終わります。

企業会計決算審査特別委員会開会のため本会議を休憩いたします。

休憩時刻 10時02分

議長 | 本会議を再開いたします。
再開時刻 10時51分

議長 | 日程第3、認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、日程第4、認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2

件を再び一括議題といたします。

本2件の審査につきましては、企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

10番、室崎委員長。

10 番 ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件の審査については、本日委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたのでここにご報告申し上げます。

議 長 初めに、認定第1号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成13年度厚岸町水道事業会計決算は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成13年度厚岸町病院事業会計決算は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第5、議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算から議案第81号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算まで、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めますが、その前に字句の訂正がある

企画財政課長

ので、これを認めます。

企画財政課長。

貴重なお時間を拝借をいたしまして、議案の一部訂正をお許しいただきたく存じます。

さきに皆様にお配りしてございます補正予算にかかる議案のうち、議案第79号でございしますが、申しわけございません。議案79号の6ページになるんですが、平成14年度厚岸町きこ菌床センター事業特別会計補正予算1回目の6ページでございます。6ページをお開き願いますが、この6ページのきこ会計の歳出の中で、1款事業運営費、1項事業運営費、1目事業運営費とございますが、その中の節の欄でございます。節の欄で区分のところでは11節の需用費のところの金額なんでございますが、「1732」とございますけれども、これが「433」と、「43万3,000円」、「433」と申しわけございませんが、訂正をお願いいたしたいと存じます。433でございます。「1732」のところを「433」と「43万3,000円」になります。

これにつきましては、これを打ち出した段階でも、原稿をチェックする段階で、まあ「433」とあったものでございますけれども、ほかの部分の修正作業の関係から最終段階でこのようになったということございまして、ちょっと今コンピューター会社とどうしてこうなるのかというのを原因を究明しておりますし、あるいは最終段階でのチェック内容も、さらに厳しく今後かくなるミスがないよう、財政担当として務めてまいりたいと存じますので、本議案の一部訂正につきまして、口頭にてまことに恐縮に存じますけれども、ご容認いただきたくよろしくお願いを申し上げます。申しわけございませんでした。

議長

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長

それでは、ただいま上程をいただきました議案第74号でございます。

議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成14年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億349万4,000円を追加をさせていた

だきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ、91億 7,868万 6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第一表であります。歳入歳出予算補正によるということでございます。

次のページをごらん願います。

2ページ目と、3ページ目でございますが、第1表歳入歳出予算補正でございます。ごらんのとおり、歳入では、9款、15項にわたりまして、歳出では8款、25項にわたりまして、それぞれ1億 349万 4,000円の補正を組ませていただきました。

順次説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

10ページの一般会計、まずは歳入からでございます。

8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金 167万 9,000円の減額でございます。これは、平成11年から導入をされました恒久減税の補填財源の1つでございますけれども、当初 4,252万 6,000円で見込んでおりましたところ、4,084万 7,000円で確定通知を受けたために、今回、それに基づきまして、減額補正をさせていただきますものでございます。

9款の地方交付税、1項1目1節地方交付税、説明欄のとおり、普通交付税の2,610万 8,000円の増ということでございます。

例年同様でございますが、7月の普通交付税の本算定を得まして、14年度分が普通交付税額確定をいたしました。その金額が38億 5,127万 2,000円、38億 5,127万 2,000円ということで、昨年度約42億円でございましたので、対前年度比として3億 5,032万 9,000円の減額、率にいたしますと8.3%の減ということで確定をいたしました。今般、そのうち歳入歳出調整財源として2,610万 8,000円追加計上をさせていただいたところであります。

なお、現段階での普通交付税の留保額ということは、6,015万 2,000円、留保額が出たということでございます。

それから、11款の分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、11ページにわたりますが、85万 6,000円の減額でございます。右に記載のとおり、施設利用の実績にかかります自己負担分の減、内訳のとおりでござ

います。

12款の使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料、1節の農業使用料でございますが、牧場の使用料を427万4,000円の増額ということでございます。冬の間の40頭分の追加計上ということで1,040頭見込んでございます。

それから、2項の手数料でございますが、4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。これ1,000円、証明実績に伴う増でございます。

13款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、総体で補正額の真ん中の欄ですが、62万7,000円の減額になっております。内訳として、1節社会福祉費負担金が148万8,000円の減額、老人福祉措置費負担金でございます。11款同様利用状況に伴う減額ということでございます。それと2節の児童福祉費負担金86万1,000円、安全管理関連整備負担金ということで、厚岸保育所のフェンス整備に係ります国から2分の1の国庫負担金が来るという計上でございます。

2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金327万2,000円補正額でございます。内訳として、1節社会福祉費の補助金10万6,000円は支援費制度施行準備事業補助金と、来年4月からスタートする支援費制度の準備金でございます。2節は、児童福祉費補助金316万6,000円、安全管理関連整備補助金ということで、床潭、門静、尾幌、それぞれの僻地保育所の3カ所のフェンス整備ということで、国と同様の補助金、4分の1の道の補助金ということでございます。

それから、5目の商工費国庫補助金でございます。2節でございますが、防衛施設周辺整備事業補助金ということで（過去調整交付金）でございます。406万4,000円の減ということでございまして、子野日公園のトイレ整備事業、これの進捗に伴います事業確定による補助金の減額、他への振りかえということになります。

それから、左ですが、6目の土木費国庫補助金全部で809万5,000円の減額になります。5節の住宅費補助金798万4,000円の減、宮園建設事業の補助金でございます。事業費の減によります財源の減額と、それから、6節の防衛施設周辺整備事業補助金でございます。内訳が書いてございますが、下の欄になりますが、街路事業と調整交付金（街路事業厚岸大橋通り）、これが、本年度で完了、そして事業費精査の結果、このように減額ということになりましたので、その上の（道路新設改良）であります。主に望洋台の改良事業でございますが、そちらに振り向けるという内容でございます。

8目教育費国庫補助金 3,740万 8,000円補正でございます。内訳として、4節の幼稚園費補助金23万 2,000円、実績による奨励補助金の追加補正、それから7節の防衛施設周辺整備の部分でございますが、3,717万 6,000円の増ということでございまして、(博物館運営)と書いてありますが、郷土資料館の収蔵庫、地質調査による基礎工の追加分に対する財源措置、それから、その下の(中学校・学校管理)と書いてあります 3,135万円、これにつきましては、同交付金が当初のS A C O分、1億 2,400万円見込んでおりましたけれども、今般1億 5,700万円で交付になるという確定通知を受けまして、かねて3カ年実施計画等にありました厚岸中学校のグラウンド整備事業、あるいは真竜中学校の老朽化したバックネットの整備事業、これを追加実施することによりまして、それに充当すべく交付金の財源を追加計上させていただいたものでございます。

3項の委託金、4目の土木費委託金でございますが 2,000円、記載のとおりでございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金でございます。1節の社会福祉費負担金、2節の児童福祉費負担金、それぞれ国庫負担金でも説明をさせていただいたものでございます。

失礼しました。先ほど民生費国庫補助金のところで道補助金4分の1と申し上げましたが、失礼しました。先ほどのは国庫補助金でございまして、4分の1の道負担金はこちらの方でございます。申しわけございません。訂正させていただきます。

老人福祉費措置費負担金、それから安全管理関連整備負担金、北海道のそれぞれ4分の1の負担分ということでございます。

それから、2目の2項の道補助金、2節の民生費道補助金でございます。401万 5,000円の補正額と、1節でございますが、社会福祉費補助金で243万円、介護予防と事業補助金ということで、事業実績に伴う財源4分の3充当分の減でございます。

それから、ウタリ住宅改良促進事業補助金 325万円の増、住宅新築資金貸し付けに伴う4分の1の措置でございます。福祉相談所運営事業補助金、委託事業実施に伴う補正計上でございます。

2節の児童福祉費補助金 158万 5,000円、安全管理関連整備補助金、これまた国庫補助金同様僻地保育所の辺地整備補助金道の補助金分4分の1でございます。

4目の農林水産業費道補助金でございます。1節記載のとおり、3節、とりわけ林業費補助金の2段目になります。説明欄の2段目になります。説明欄の2段目ですが、森林整備地域活動支援事業補助金ということで、これはその下の附帯事務費でございますが、4節の林業費の交付金1,500万円、林業整備地域活動支援交付金でございます。これは森林所有者か造林、あるいは森林を整備をし、活動することをうながす意味で、平成14年度から5年間にわたりまして、国、あるいは道、合わせまして、それらの所用経費の4分の3を交付していこうというものでございます。

次のページをお開き願います。

5節の水産業費補助金442万3,000円、緊急地域雇用創出特対推進事業補助金でございます。追加募集に呼応いたしまして、漁港の周辺環境の巡回、あるいは整備事業、これを実施する財源でございます。

それから、7目の、今度は教育費道補助金でございます。1節社会教育費補助金11万3,000円、情報館のIT講習にかかる開催講座数の追加ということでございます。

3項の委託金、1目総務費委託金、これは5節統計調査委託金実績によるものでございます。7節の教育費委託金、1説の小学校費委託金14万5,000円、小学校の英会話学習活動促進事業を受託実施する財源でございます。

2節として、中学校費委託金、56万8,000円減額になっておりますが、記載の委託金の委託金確定によるものでございます。

18款の繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,796万1,000円でございます。さきの6月議会でも説明させていただきましたとおり、13年度決算を経て7,199万4,000円をもって確定をいたしました本科目の留保額を、今回全額計上させていただくものでございます。

19款諸収入、4項受託事業収入、1節交通災害共済受託事業収入でございます。1節同名100万円交通災害見舞金ということで事故死亡者1名増に伴う歳出ともども計上でございます。

それから、6項雑入、3目雑入、3節の雑入でございます。127万8,000円ということで、記載のとおりでございますが、ほとんどの科目過年度分の精算に伴うものでございますが、とりわけ4段目の総合賠償補償保険料ということで、厚静小学校のPTAの環境整備時の事故にかかるものでございます。

それと、一番下の学校保健会補助金、過年度分の残額の返還金14万 5,000円、教育長行政報告のとおりでございます。

20款の町債、1項1目総務債、2節の減税補填債でございまして、90万円減額と、地方特例交付金のところでも触れましたけれども、これも恒久減税財源の1,670万円ということで、確定による減額補正でございます。

2目の民生債、1節の社会福祉債でございます。810万円。特別養護老人ホームの給水給湯設備の改修事業債ということで、事業進捗に伴う財源調整でございます。

その下、ウタリ住宅の改良貸し付け事業債と、貸し分け分の4分の3相当分、約4分の3相当分の970万円の起債発行でございます。6目の土木債でございますが、6節住宅債、790万円の減、補助金同様同事業にかかります事業費減額に伴うものでございます。

8目の教育債、これは、1節でございますが、太田小学校と太田中学校、それぞれ対象学校の変更に伴う教員住宅の建設事業債の組み替えということでありまして。

10目の臨時財政対策債でございます。1節同名でございますが520万円、これは、先ほどの普通交付税の減額、先ほども前の年に比べて約3億 5,000万円減りましたということをお願いしたけれども、この臨時財政対策債はその振りかえ分として前年度に比べまして2億 3,093万 7,000円、率にいたしまして、122.7%の増となります4億 1,920万円、それで、4億 1,920万円で確定したものでございます。

交付税の交付分が2億 3,000万円、このように地方債に振りかわってもなおかつ実質的に普通交付税と合わせて1億 2,000万円の減、率にして2.7%の前年度の比較減ということで案の定14年度のみならず15年度以降も厳しい地方財政運営を強いられることが明白となっております。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

続きまして、14ページの歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、142万 6,000円の増といたしまして、合計が7,656万 3,000円とさせていただきます。節別には記載のとおりでございますが、さらにその内訳が15ページになりますが事務事業別になっておりまして見開きになってございます。その中で、20行目、庁舎町民広場の需用費修繕料114万 5,000円が顕著なものでございますが、これは町民広場の啓発用の看板の修繕、庁舎3階の給湯室の配管の修繕、機構改革に伴う電気配線等の経費

ということで計上でございます。

それと、その下の役務費、手数料、これも同様に内線の電話移設の手数料でございます。

その下、行政改革推進委員会、この予算は2段下になりますが、経営改革推進委員会へ新設、移行するものでございます。

その下の行政改革行政評価業務経費でございますが、機構改革に伴いまして、総務一般から一部切り離しをいたしまして、必要経費計上させていただくものでございます。

その下は、新設でございます。

4目の情報化推進費、138万2,000円の増、合計を7,795万2,000円とするものでございまして、情報化推進一般の備品では、ホームページ作成用のソフト経費の入札減でございます。それと、総合行政情報システム、150万9,000円の計上でございますが、その内訳は次のページになりますが、17ページの中ほど委託料でございます。総合行政情報システム業務処理委託料ということで、制度改正に伴います福祉医療管理システムの開発経費増ということでございます。

5目の交通安全防犯費、100万円増額ということで、歳入でも触れましたけれども、交通災害見舞金ということで歳入ともどもの事故死亡者に対します見舞金の支出でございます。

6目の企画費、729万2,000円の増額、2,597万円とするものでございます。とりわけ下の方になりますが、町史編さん業務委託料ということの756万円の計上でございます。町史の資料編日鑑記の上巻、日鑑記の資料上下ありますが、そのまゝ上巻がこの11月から予定では12月までにはまづもって完成をするということでございますので、CD-ROMも含めまして1,000冊分編集発刊する経費として計上させていただきました。

続きまして、18ページ、湯楽プランの部分については事業内の科目調整でございます。

7目の文書広報費、4万円、これも内訳説明欄記載のとおりでございます。

9目の会計管理費も同様でございます。

10目の財産管理費、718万5,000円でございます。の補正額でございます。とりわけ、その旧トライベツ小学校校舎等解体事業ということでございまして、トライ

ベツ地区のまちづくり懇談会を今回実施した際に、来年5月にトライベツ開拓50周年を迎えるということでもあり、地元要望として何とか校舎、屋体、それから旧教員住3校を解体整地してほしいという強い申し出がございまして、いずれも老朽化が進み危険であることから解体作業を実施させていただこうとするものでございます。手数料につきましては、廃材の処理手数料ということでございます。

それから、次のページの賃借料につきましては、バックホー、あるいはブルドーザーなどの重機借上料ということになってございます。

2項徴税費、1目賦課納税費でございますが、266万6,000円でございますが、とりわけ大きいものとして一番下徴税収納、徴税収入払戻金、6月追加補正にもかかわらず、さらに300万円を要し1,100万円のトータルとするものでございます。

4項の選挙費、7目農業委員会選挙費でございますが、無投票に伴い不用額を減額させていただくものでございます。

22ページに移らせていただきますが、5項統計調査費、1目統計調査総務費、各種調査経費の調査経費の調整でございますが、歳入と連動するものでございます。

24ページに移らせていただきますが、3款の民生費、1項社会福祉費社会福祉総務費、778万7,000円の増額でございます。とりわけ、社会福祉一般の補助金、社会福祉協議会、職員の退職任用等に伴います人件費の減額が主なものと。それから、福祉相談運営費につきましては、老人福祉費へ移動、ウタリ住宅改良促進貸付金については、歳入で申し上げたとおりでございます。

それから、一番下の国民健康保険特別会計は特別会計で説明をさせていただきます。

2目の心身障害者福祉費137万7,000円でございますが、とりわけ次のページでございますが、償還金でございます。実績精算による返還金、償還金でございます。

3目の心身障害者特別対策費、記載のとおりでございます。

4目の老人福祉費525万3,000円の減額であります。とりわけ大きなものとして、3つ目の事務事業になりますが、老人保護措置費が383万2,000円の減、歳入で触れましたけれども、入居者の移動実績にかかる減額であります。

続きまして、29ページに移らせていただきますが、29ページの20行目でございます。特別養護老人ホームの居室用のベッド整備事業165万5,000円と、毎年度こう

いう財政状況であります、少しずつ更新しているものでございまして、3カ年計画上も当初予算化を留保させていただいておりましたが、電動リモコンベッド4台の購入費であります。

それから、その下につきましては、ボイラーの整備改修事業進捗に伴う入札減でございます。

31ページでございますが、老人保健特別会計は特別会計で説明させていただきます。

6目の自治振興費、記載のとおり。

7目の社会福祉施設費でございますが、とりわけコミュニティーセンターの原材料費、採石購入を中心に上尾幌の床の整備であるとか、宮園、白浜地区の駐車場の整備など、まちづくり懇談会での要望事項を速やかに実施をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、32ページになりますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、僻地保育所のフェンス整備事業 633万 9,000円と、これも歳入で触れましたが、床潭、門静、尾幌と、それぞれ僻地保育所のフェンスを改修させていただくものでございます。

3目の母子福祉費、4目の児童福祉費施設費、この児童福祉施設費の一番上の事務事業、保育所フェンス、これにつきましても、厚岸保育所の部分で歳入でも触れたとおりでございます。

34ページに移らせていただきます。

5目児童館運営費、記載のとおりでございます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、公衆浴場という部分で設備助成 254万 9,000円ということでございまして、公衆浴場の確保は、法的にも地方行政の責務でございまして、今般町内唯一の公衆浴場であるきらく湯の配管整備の老朽損傷、漏水、これらが著しく経営存続の危機を迎えておりますことから、今般配管及び附帯設備の改修費用を助成することによって、利用町民の立場からも公衆衛生の確保とその存続を支援しようとさせていただくものでございます。

2目の健康づくり費でございます、20万 3,000円、これにつきましても、機構改革の関連でございまして、健康づくり一般にありました経費予算を新たにがん予防保健、それから精神障害者医療と、それから難病対策の業務として頭出しをしたと

ということで、予算移動をかけた組み替えが主なものでございます。

36ページでございます。

3目墓地火葬場費ごらんとおりでございます。

4目水道費、簡易水道で説明をさせていただきます。

6目の乳幼児医療費も、記載のとおり。

2項の環境政策費、5目のし尿処理費も記載のとおりでございます。

5款の農林水産業費でございます。1項農用費、2目農業振興費、これも右欄、39ページに書いてございますが、利子補給でございますして、BSEの影響農家を支援する利子補給制度の期限延長に伴うものでございまして、債務負担行為済みでございます。

3目の畜産業費、6目の牧屋管理費用、367万5,000円でございます。預託牛の避難舎の整備事業ということで、今年度で終了いたします道営の公共牧場整備事業の中で、冬季間の牛舎施設のパドック、これを増築することとなりましたけれども、その附帯施設として預託牛の避難舎、いわゆるD型ハウスの建設を並行して実施をさせていただこうとするものでございます。

7目の農業施設費、記載のとおり。

2項の林業費に移らせていただきます。

2目の林業振興費、とりわけ下の部分になりますが、水源涵養林の取得事業と、本年度も水源涵養林として片無去の197-3、5万1,000平方メートルほどと立木を購入させていただくものでございます。

続きまして、41ページでございます。

一番上の事務事業でございますが、森林整備地域の活動支援交付金事業と、歳入でも触れましたとおりの今回の制度新設でございますして、森林組合が主体となって調査実施するものでございます。

5目の特用林産業振興費、組み替えでございます。

3項の水産業費、1目水産業総務費でございます。これも組み替えでございます。

それから、一番下の都市漁村交流推進協議会、これは新規加入でございます。

3目の、漁港管理費503万3,000円の増額補正でございます。とりわけ委託料になりますが、次のページでございますけれども、歳入で触れましたとおりの、緊急雇用対策特別事業補助金ということで、漁港周辺の巡回監視、それから、投棄ごみの

撤去、環境マップの作成や立て看板設置などの不法投棄の防止と漁港環境整備の改善を図るものでございます。

6 目の水産施設費、記載のとおりでございます。

6 款の商工費、1 項、1 目商工総務費は組みかえ、2 目の商工振興費、右記載 2 つの事業の普通旅費の追加でございます。

44 ページに移らせていただきます。

4 目の観光振興費でございます。記載のとおりでございますが、とりわけ、釧路空港国際化推進協議会という補助金でございますが、平成13年度に立ち上げまして、今年度から経費負担ということになるものでございます。

5 目の観光施設費でございますが、子野日公園トイレ整備事業に係る維持管理費、6 カ月分の計上でございます。その下、トイレ整備事業入札減でございます。

7 款の土木費、1 項土木管理費、3 目土木用地費、GPS、基準点。これも当初予算で計上を留保しておりましたけれども、GPS の 2 級基準点 6 点の設置事業でございます。

2 項の道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費でございます。253 万 6,000 円の増額でございますが、とりわけ 47 ページでございますが、一番上の修繕料地域要望の強かった住の江町の 4 号線などの舗装、補修経費でございます。

それと、一番下町道照明設置事業、当初 5 灯分、これにさらに今回 5 灯分を加えまして、予算計 100 万円とするものでございます。

2 目の道路新設改良費でございますが、望洋台 1 号通りほか路線改良事業と、街路事業としての厚岸大橋通り今年度完了ということでございまして、最終精査の結果、事業費が大幅に減額となりますので、本事業に振りかえ充当をするものでございます。防衛庁の調整交付金事業でございます。

3 項の河川費、1 項河川総務費、記載のとおり。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、いずれも事業執行に伴います減額ということでございます。

48 ページの 2 目街路事業費、事業完了によります厚岸大橋通りの減額です。

3 目の下水道事業費は、特別会計で説明をさせていただきます。

4 目土地区画整理事業事務費の計上でございます。

5 項の公園費、1 目公園管理費でございますが、パークゴルフ場の草刈り機の部

品修繕でございます。

6項の住宅費、2項住宅管理費、右のとおり職員住宅の修繕費でございます。

それと、次の51ページになりますが、歳入でも触れましたとおり、宮園団地建設事業事業執行に伴います1,800万円の事業費の確定による減額ということでありませう。

それから、9款の教育費、1項教育総務費、2目記載のとおり、3目記載のとおり、4目の教員住宅費、歳入で触れましたが、太田中学校の教員住宅を太田小学校の教員住宅に組み替えをするものでございます。

52ページでございます。

2項小学校費、2目学校管理費でございまして、環境衛生検査委託料ということでもございまして、学校環境衛生基準の改定によりまして、学校内の室内空気中のいろいろな揮発性有機化合物等の濃度を臨時的に検査をするものでございます。

それと、その下、学校奉仕活動災害見舞金は、厚静小学校にかかります事故に対する見舞金でございます。

それから、3目教育振興費の2番目でございますが、小学生の英会話学習活動、歳入で説明のとおりでございます。

3項の中学校費、2項学校管理費3,528万5,000円ということでございます。学校管理の中の環境衛生検査委託料、これは小学校と同様、厚岸中学校のグラウンド整備、これは厚岸中学校グラウンド従来水はけが悪いゆえに周囲のU字側溝が壊れておりました。加えて旧校舎の基礎撤去分、バックネット、物置設置、こういうものの学校からの要求もございまして、歳入でも触れましたが、調整交付金のSAC0分として実施させていただこうとするものでございます。

続きまして、55ページも同様、真龍中学校のバックネットの整備ということで調整交付金の事業でございます。

3目の教育振興費は、記載のとおりでございます。

4項幼稚園費、1節1目幼稚園費でございますが、これも歳入で申し上げたとおり実績に伴うものでございます。

5項の社会教育費、3目社会教育施設費でございますが、とりわけ修繕料は太田公民館の講堂の天井の修繕と、それから、備品購入は、太田公民館のステージ幕の入札減でございます。

5目博物館運営費 681万 1,000円でございます。

57ページをお開きいただきたいんですが、郷土館、あるいは太田屯田開拓記念館と、いずれも昨年度より冬季間も一部を開館しておりますけれども、今年度も試行としてその経費を計上実施をし、冬季間の開館需要を把握し、町民に開放するというものでございます。

その下、郷土館の資料収蔵庫の建設事業と、防衛庁の調整交付金事業でございまして、防衛庁の指示があり、地質調査の結果、地盤軟弱のために基礎工、あるいは建物の強度化ということで事業費増になるものでございます。

6目の情報館運営費でございますが、次のページをごらん願いたいと思います。

I T講座の回数増による歳入で申し上げたとおりでございます。

58ページの6款保健体育費、1項保健体育総務費でございまして、補助金学校保健会、さきに申し上げたとおりでございます。これは本年度の当初予算の計上分の減額ということでございます。

2目の社会体育費につきましては、スケートリンク等の修繕と、それから海洋センターの艇庫前の護岸の補修でございます。

4目の学校給食費でございますが、消耗品費が46万 6,000円、給食センター懸案のはし 1,600、お膳、はしかごの購入ということでございます。

それと、学校給食センターの調理場の備品整備でございますが、はし給食に関連いたしまして、超音波洗浄器及び消毒保管器の購入でございます。3カ年計画事業として、当初予算計上しておりましたけれども、留保させていただいたものを今回実施したものでございます。

12款の給与費、1項1目給与費総体でございまして、これは10月1日実施予定の機構改革に伴います関係する各課人件費の組み替えをするものでございます。記載のとおりでございまして、逐一の説明は省かせていただきます。

本書1ページへお戻りを願います。

第1条を終わりました、第2条へ移らせていただきます。

第2条債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は第2表債務負担行為補正による。いうことでございます。

4ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為の補正、変更でございます。

当初予算で設定をいたしました2本の事業、いずれも限度額の増減の変更でございます。別寒辺牛川水系治水砂防施設の整備事業に関する債務負担、2カ年国債によります15年度の事業費の配分決定に伴う変更でございます。2億7,407万1,000円のところを2億7,408万3,000円とさせていただくものでございます。

それと、町営住宅の宮園団地の建設事業に関する債務負担ということでございます。3億1,636万2,000円であったところを、2億8,187万5,000円とさせていただくものでございます。これにつきましても14年度、15年度の一括発注によります2カ年国債ということでございまして、15年度分の事業配分の確定に伴う減額変更でございます。

なお、5ページ、調書変更内訳を示させていただいておりますのでご参照願いたいと存じます。

再び1ページへお戻りをいただきます。第3条でございます。

第3条地方債の補正でございます。地方債の変更は第3表地方債補正による。ということで、申しわけございません6ページをお開き願います。

6ページの第3表地方債補正でございます。変更のみでありますけれども、詳しくは歳入の町債にて説明したとおりでございますが、それぞれ事業の補正に伴います限度額のみの変更でございます。

公営住宅建設事業は180万円の増、宮園団地の建設事業自体は790万円の減であります。ウタリ住宅改良貸付事業債が970万円ふえるということで、差し引き180万円の増でございます。北海道市町村振興基金160万円の減額、特老のボイラ一等の改修にかかる起債の減額であります。減税補填債は90万円を減額をして、1,670万円確定、臨時財政対策債につきましても、520万円を増額をして、4億1,920万円と、これまた確定となったものでございます。町債補正額、差し引き合わせまして450万円の増ということであります。

7ページの調書補正のところ、合計欄をごらん願いたいと思います。一番下でございます。調書補正でございますが、13年末の現在高が133億1,776万7,000円で確定をいたしました。今回、450万円を補正を加えまして、年度内の発行額として9億8,660万円と、町債自体は純然たる本年度発行額は9億7,720万円でございますが、13年度からの繰越明許分、これも発行分940万円ということで加えた数値、9億8,660万円発行予定ということになっております。

14年度の12億 4,100万円を返し、差し引き14年度末の現在高見込み額が 130億 6,329万 4,000円となるであろうという表でございますのでご参照願いたいと存じます。

以上もちまして、議案第74号、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第75号の説明に移らせていただきます。

議案第75号に入ります前に、74号で土木費のところ、町道照明設置、当初50万円と申しあげましたけれども、そして今回50万円を足して、合わせて 100万円計上になりますということでございましたが、当初はゼロでございますので、今回合わせまして50万円ということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。申しわけございません。

議案第75号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成14年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出の総額にそれぞれ 2,868万 5,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ14億 2,956万 3,000円とするものでございます。

2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正によるということで2ページ目をお開き願います。

2ページ目、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出それぞれ2つの款につきまして補正でございます、事項別に説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページでございますが、8款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金38万 7,000円を加えまして、トータル2億54万 6,000円とさせていただきますものでございます。

9款の繰越金、1項、1目、1説、1,829万 8,000円を加えまして、合わせまして、国保会計、前年度 1,839万 8,000円、当初10万円計上してございましたので、それを今回補正財源として計上させていただいたものでございます。

6ページ、7ページに移らせていただきます。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます、とりわけこの1番下になります委託料、国保連合会の移動データの修正業務委託料51万 1,000円、

内容は、移動データの回収及び社保、老健の移動データ作成に係ります業務委託で
ございます。

7 款の諸支出金、1 項、3 目償還金でございまして、精算返還金、13 年度の退職
者医療交付金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきまして、76号に移らせていただ
きます。

議案第76号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）でござ
います。

平成14年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。
第1条でございますが、総額にそれぞれ 338万 3,000円を追加をいたしまして、総
額をそれぞれ 3,934万円とさせていただくものでございます。

事項別に説明をさせていただきたいと存じます。

4 ページをお開き願います。

簡易水道事業歳入は繰入金であります。5 款の繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰
入金 338万 3,000円を加えまして、トータルとして 2,915万 5,000円とさせていた
だくものでございます。

6 ページ、7 ページ目でございますが、補正要因として、2 款水道費、1 項 1 目
水道事業費、簡易水道施設については、台風 6 号の被害に係ります漏水、あるいは
応急修理費、それから小島海底送水管の改修事業ということで 290万円を計上させ
ていただいております。送水管の老朽箇所が漏水が続いておりまして 290万円をも
ってそれらを改修をし、小島地区の水対策を図るというものでございます。

以上で、議案第76号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第77号に移らせていただきます。

議案第77号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（2 回目）でござい
ます。

平成14年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1
条でございますが、総額にそれぞれ25万 6,000円追加をいたしまして、総額をそれ
ぞれ12億 6,836万 9,000円とさせていただくものでございます。

4 ページをお開き願いますが、ごらんのとおり、老人保健会計の歳入は繰入金で
ございます。合わせまして、トータル 7,558万 9,000円になります。

続きまして、6ページと7ページでございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。医療制度の改正に伴います医療受給者証及び減額認定証の交付に伴う輸送量が20万円の増額と、それから備品購入費につきましては、レセプト保存用の保管庫の購入ということになってございます。

簡単ですが、以上で議案第77号の説明を終わらせていただきまして、議案第78号に移らせていただきます。

議案第78号でございますが、平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成14年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条でございます。予算総額からそれぞれ1万5,000円を減額をし、総額をそれぞれ6億660万7,000円とさせていただきます。

4ページをごらん願いたいと存じますが、歳入につきましては、5款繰入金11万円の減額ということで、トータル2億3,760万3,000円となります。

8款の繰越金でございます。これは、平成12年度から13年度へ繰越明許をし、13年度で実施した公共事業等の一般財源の不用額9万5,974円の計上でございます。

6ページでございますが、歳出でございます。

1款の下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費、7ページ記載のとおりでございます。それぞれ歳出確定に伴います不用額の減額補正が主なものでございます。

続きまして、議案第79号に移らせていただきます。

議案第79号 平成14年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成14年度厚岸町のきのこ菌床センター事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条でございますが、予算の総額にそれぞれ175万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,702万7,000円とさせていただきます。

4ページをごらん願いたいと存じます。

4ページ、5ページでございますが、きのこ会計の歳入でございます。2款財産収入、1項財産売り払い収入、1目生産物売り払い収入、シイタケの菌床売り払い

代ということでございまして、地元生産者用の菌床単価設定によります増額 146万 4,000円でございます。

あと、4款として繰越金でございまして、前年度繰越金29万 1,000円の計上でございます。

続きまして、6ページ、7ページ目でございますが、きのこ菌床センター会計の歳出でございます。1款事業運営費、1項1目事業運営費59万 7,000円の増額補正ということになっておりました。主に、きのこ菌床の製造経費ということになっておりますけれども、共済費と賃金につきましては、臨時技術員の退職及び賃金改定による調整でございます。あと、消耗品、修繕料等、機械部品の購入であるとか、あるいはタイヤローダーの修繕費、それから原材料費につきましては、菌床製造材料の購入ということで、ナラ材、あるいはキャップ、PPフィルムなどがございます。

あと2款の予備費といたしまして、115万 8,000円を追加をしたものでございます。

以上をもちまして、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第80号に移らせていただきます。

議案第80号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

平成14年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。いうことで、第1条は総額にそれぞれ 244万 9,000円を追加をさせていただきます、総額をそれぞれ6億 5,018万 9,000円とさせていただくものでございます。

4ページをお開き願います。

介護保険特別会計の歳入は繰越金でございまして 244万 9,000円でございます。

続きまして、6ページ、7ページに移らせていただきますが、歳出でございます。4款の介護給付費準備基金費、1項1目介護給付費準備金積立金 244万 9,000円ということでございまして、前年度の繰越金、介護給付費の十等分を同基金に積み立てをさせていただくものでございます。

以上をもちまして、議案第74号から80号まで説明をさせていただきましたけれども、大変雑駁ではございますが、種々ご審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 水道課長。

水道課長

ただいま上程いただきました議案第81号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容について説明いたします。

第2条業務の予定量の補正でございます。主な建設改良事業でございますが、配水管布設がえ事業として、1,675万円を減額し、6,465万円とするものでございます。

上水配水整備事業といたしまして、802万1,000円を減額し、2,040万1,000円とするものでございます。

メーター設備事業として、285万2,000円を減額し、1,999万6,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、支出では、第1款水道事業費用、1項営業費用でございますが、22万2,000円を増額し、2億384万7,000円とするものでございます。

2項営業外費用でございますが、99万9,000円を増額し、5,031万円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1款資本的収入、1項企業債では1,720万円を減額し、5,190万円とするものでございます。

5項工事負担金では、8万7,000円を増額し、362万5,000円とするものでございます。

6項補償金では、790万円を減額し、ゼロ円とするものであります。

支出では、1款資本的支出、次のページに移りまして、1項建設改良費では、2,762万3,000円を減額し、1億576万1,000円とするものでございます。

1ページの第4条をごらんください。

カッコ書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、9,244万9,000円は、過年度分損益留保資金1,137万1,000円、当年度分損益勘定留保資金、7,504万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、503万6,000円で補てんするものでございます。

予算第3条、第4条の収入及び支出については、5ページからの補正予算説明書により説明いたします。

5ページをお開きください。

平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書でございます。

第3条の収益的支出でございます。1款1項1目では、29万7,000円の増で、これは浄水場の汚泥貯留層の開閉バルブが故障したことにより、修理費の増額補正でございます。

2目では、配水管漏水共済委託料の事業費決定による減額補正でございます。

2項3目では、99万9,000円の増で、消費税及び地方消費税納税額の増額補正でございます。

第4条の資本的収入でございます。

1款1項1目では、1,720万円の減でございます。節説明欄記載のとおりで、港町湖岸どおりの配水管布設がえ工事につきましては、200万円の減で入札差金の発生による減額を補正でございます。町内河川横断配水管施設がえ工事につきましては、既設配水管の位置確認のため試掘を行ったところ、既設管が思いのほか深く埋設されているため橋梁前後の取り付けの長さが延長となることから、工事費190万円の増額補正でございます。

道道床潭筑紫恋線につきましては、道路の需要計画年度の見直しによる工事の延伸から、今年度の水道管移設はとりやめたいと道路管理者から連絡があったためによる減額補正でございます。

サクラ通り配水管布設がえにつきましては、設計精査の結果、135万9,000円の執行残のほか、入札差金が274万1,000円発生し、合計で410万円の減額補正となるものでございます。

浄水場ろ過池整備工事につきましては、ろ過池のろ過砂の入れかえで起債申請をしておりましたが、ろ過砂の交換は維持管理の範囲のため、建設改良にはなじまなく、企業債の借り入れができないため減額補正を行うものであります。

6ページをお開きください。

5項1目では、8万7,000円の増額で、当初、検満メーターの負担金を480個分で計上しておりましたが、最終見込みで494個となり、14個増に伴うメーター負担金の増額補正でございます。

6項1目では、790万円の減でございます。これは、道道床潭筑紫恋線の需要計画年度の見直しにより、工事の延伸から今年度に予定の水道管移設を取りやめたいと道路管理者からの連絡がありましたので、補償金の減額補正を行うものであります。

す。

第4条の資本的支出でございます。

1款1項1目では、2,477万1,000円の減でございます。港町湖岸通り配水管布設がえ工事では、工事費決定により193万5,000円の減額補正、町内河川横断部につきましては、既設管の取りつけの長さが変わるために190万円の増額補正、道道床潭筑紫恋線につきましては、起債のところでも申し上げましたが、道路計画の延伸に伴う布設がえのとりやめでございます。

サクラ通り配水管布設がえにつきましては、409万9,000円の減で、これは設計精査による執行残のほか、入札差金が発生したことによる減額補正でございます。

配水管道路横断布設工事では、道路の住宅側に町の配水管が布設されていないため、個人の給水工事に当たり、道路横断部分については町が行い、水道未設置者に対する水道の普及対策として28万4,000円の増額補正でございます。

浄水場ろ過地の整備工事につきましては、工事費800万円を計上しておりましたが、これはろ過砂の入れかえで昭和63年度に実施し、14年経過しているため、ろ過砂が磨耗し、粒径が小さくなっているのか現状のろ過地からろ過砂を採取し、砂の流動試験を行ったところ、水道で用いられてきた有効径0.45ミリから0.7ミリの範囲内であることが判明いたしましたので、砂表面には14年間の濁質が付着しており、この汚れを取り除くことによって、ろ過砂の機能回復を図る方法を講じることによって工事費の軽減を検討するために、今年度の予算執行見合わせるため減額補正を行うものであります。

ニュータウンポンプ場動力整備工事につきましては、事業費決定による減額補正でございます。

3目では、285万2,000円の減で、メーター設備費の事業費決定に伴う減額補正でございます。

2ページをお開きください。

第5条の企業債の補正でございます。

配水管布設がえ事業費といたしまして1,720万円を減額し、5,290万円とする内容でございます。起債の方法、利率、償還については変更ございません。

以上が、平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容ですが、3ページが実施計画、4ページが資金計画、7ページから8ページが貸借対照表でござ

いますが、説明を省かせていただきたいと思います。

大変雑駁、簡単説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますよう。

大変申しわけございません。6ページの資本的支出の建設改良費でございますが、その中の1番上の「港町湖海岸」となっておりますけれども、これは「海」が抜けて、「湖岸通り」でございますので訂正方お願い申し上げます。

申しわけございません。5ページの資本的収入、これにつきましても、「湖海岸」となっておりますので「海」を除いていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上、8件の審査方法についてお諮りします。

本8件の審査については、議長を除く18名の委員をもって構成する平成14年度各各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本8件の審査については、議長を除く18名の委員をもって構成する平成14年度各各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 12時05分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 16時50分

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議事日程にあります案件の審査が、すべて終了するまであらかじめ、会議時間を延長いたします。

本会議を休憩いたします。

休憩時刻 16時50分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻 18時20分

議 長 日程第5、議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算から議案第81号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算まで、以上8件を再び一括議題といたします。

本8件の審査については、平成14年度各各会計補正予算審査特別委員会を設置し、

これに付託し、審査を求めたところ、今般審査の結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

16番、音喜多委員長。

16番 ご報告申し上げます。

各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算など8件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたのでここにご報告申し上げます。

以上審査報告といたします。

議長 初めに、議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成14年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算についてお諮りをいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りをいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りをい

たします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、意見書案第11号 道路整備に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議長 提出者であります稲井議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1番 ただいま上程いただきました意見書案第11号 道路整備に関する要望意見書について、その提案理由の説明を申し上げます。

ただいま、事務局から朗読がありました内容に尽きるわけですが、若干つけ加えますと、私は現在政府が進めている構造改革に反対するものではありませんが、一部効率化の推進を余りに強調し、本来行政が責任を持って対応しなければならない道路まで、採算があわないという理由で住民の生活に必要なところも事業を行わないというものでは困ります。

特に北海道の道路については、広大な土地に小さな町が点在し、公共交通機関が十分でない実情から、車に依存する割合が高く、走る車は少なくとも、利用者にとっては生命線というべき重要な道路がたくさんあります。全道にくまなく、高速道路をつくれと申しているわけではありません。住民にとって、必要な道路については、実態にあった内容の道路を今後も計画的に整備を進めていただきたいと考えるものであります。

議員各位におかれましては、事情ご賢察の上、特段のご理解とご賛同をお願い申し上げます。簡単ですが、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

議長 これより質疑を行います。

休憩します。

休憩時刻 18時30分

議 長

再開します。

再開時刻 18時31分

質疑ありませんね。

討論ある。討論あるんですか。

(「討論あります」の声あり)

議 長

これより討論を行います。

反対の討論をお願いします。

3番、田宮議員。

3 番

今、提案者から趣旨説明がありました。うなづける面もあるわけでありましてけれども、私は反対の討論をするものであります。

今、道路公団などの民営化の動きとあわせて、採算もとれない、高速自動車道や、高規格幹線道路のこれ以上の建設を中止を求める声が高まる中で、道路特定財源の見直しをめぐる政府部内の駆け引きも激化をしています。

この意見書案は、こうした背景のもとで、北海道町村議長会が道内の国道などの整備が滞ってたり、高速自動車道や高規格道路の建設が中止されることを危惧し、長期計画を立てて、道路整備費を確保し、引き続き高速自動車道や高規格幹線道路の整備の推進を求めるために掲出されたものだと考えます。

しかし、道内でもこれ以上採算の見通しのない高速自動車道や高規格幹線道路の整備については、必ずしも道民の合意があるとは言えないのが実態であります。

また、意見書案第3項目めの道路整備に必要な財源確保の仕組みを今後とも維持するというのは、いわゆる道路特定財源の維持を求めるものであります。これはそもそも一般財源化すべきものというふうに考えるわけであります。

この意見書は、従来の道路特定財源の仕組みを維持して、モータリゼーションを加速する道路整備の推進は賛成できないものであります。

さらに、申し添えますと、道路特定財源を一般財源化して、公共事業を生活密着型中心に切りかえるとともに、福祉や医療、教育、地場産業振興など、住民の福祉と暮らし、地域経済の活性化に役立つ財源として活用できるように改めることを申して添えて反対をするものであります。

議 長

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

	他に討論はありませんか。
	(なし)
議長	<p>以上で討論を終わります。</p> <p>これより起立により採決を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p>
議長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。</p>
議長	<p>日程第7、意見書案第12号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める要望意見書を議題といたします。</p> <p>職員の朗読を行います。</p>
議事係長	職員の朗読(朗読内容省略)
議長	<p>提出者であります稲井議員に、提案理由の説明を求めます。</p> <p>1番、稲井議員。</p>
1番	<p>ただいま上程いただきました意見書案第12号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める要望意見書について、その提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>ペイオフにつきましては、議員各位には既にご承知のことと思いますが、政府は来年4月のペイオフ凍結解除に向けて準備を進めておりますが、そのあおりを受け、道内では幾つかの信組が破綻をしました。それは、政府から見ると金融基盤強化のため、避けがたいものなのかもしれません。しかし地方の町村にとっては大きな痛みの伴うものです。それは、長年にわたって地域の経済社会を担ってきた零細中小企業の金融の道を閉ざすことになるからです。地域経済の安定には、地元銀行の主要な貸し出し原資である預金を地域に定着させることが必要と考えます。現在の地域経済の状況を考えるとき、ペイオフ解禁は時期尚早であり、体制も不備であります。また、公金については、意見書にもありますように、ペイオフ制度になじまな</p>

いものであり、制度の対象から除外すべきものと考えます。

以上簡単に申し上げましたが、議員各位には特段のご理解とご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長 これより質疑を行います。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第8、意見書案第13号 地方税源と地方交付税の充実確保に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります稲井議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1 番 ただいま上程いただきました意見書案第13号 地方税源と地方交付税の充実確保に関する要望意見書について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方財政の現状は、皆様ご存じのとおり、契機低迷に伴う税収の伸び悩みや、少子高齢化の進展に伴う各種施設の推進により、非常に厳しい状況下に追い込まれております。厳しい財政状況を受けて地方自治体では積極的に行財政改革に取り組んでおりますが、住民サービスを維持しながら、財政収支の均衡を保つことは大変難しい状況になっております。

このような状況を受け、全国町村議会議長会を初め、関係する地方6団体が強調して国に対し地方税財源の充実確保を働きかけてきましたが、このたび平成15年度の税制改正に向け、地方分権の一層の推進を図り、地方自治体の財政安定化がなされるよう、さらに国へ要請を行おうとするものです。

議員各位におかれましては、特段のご理解とご賛同をお願い申し上げ、簡単ですが、提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 ありませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長 日程第9、各常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会など3常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が今般委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり、了承することに決定いたしました。

議長 日程第10、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申し出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申し出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本申し出書のとおり承認することに決定しました。

議 長

ここで君澤収入役より、皆様に退任のごあいさつをしたいとの申し出がありますので、これをお受けしたいと思います。

収 入 役

会議時間の延長の中で、大変ご迷惑と存じますが、任期満了に伴う退任に当たりますて、お許しを賜り、これまでのお礼とごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

平成10年9月に開催されました、厚岸町議会第3回定例会におきまして、前澤田昭夫町長のご推薦を賜り、収入役として議会の選任、ご同意を賜りました。翌10月1日から今日までに至るまで、4年間、前澤田町長、現若狹靖町長、お二人の首長のもとで命を受け、甚だ非力でございますが、地方自治法第170条に基づく収入役としての職務に従事をさせていただきました。就任時にも申し上げてございますが、私にとりましては、余りにも過大な職責であり、その重さ、重大さを日々の業務の中で肩にずっしりと感じながらの毎日であったと実感をいたしております。

思い起こしますと、昭和34年3月18日でございますが、ご縁がございまして、厚岸町役場に勤務をさせていただきましてから、爾来43年6カ月の歳月が流れました。その間、町政の多くの出来事を目の当たりにし、数々の貴重な体験をさせていただきましたことは、私にとりまして大変望外の喜びでございます。私が、職場に入りましたちょうど同じ年にお生まれになった職員の方々がこの職場の中核で現在大いに活躍されておりますことを考えますとき、今昔の感、禁じえない次第でございます。しかしながら、今、この場にありまして、ごあいさつを申し上げながらも、思い起こしますと、何かそのことが昨日のような出来事にも思え、大変不思議な感じもいたしております。

これまで、余りにも多くの皆様に支えられ、お世話になりながら何らお報いすることができなかつたことは、大変申しわけなく存じますし、今日までの不行き届き、ご無礼につきましては、幾重にもお許しをいただきたいと存じます。

さて、今、地方自治体を取り巻く環境、大変厳しい時局にあり、多くの課題があると存じますが、町民の皆様と住民意思の決定機関であります町議会、そして、理事者職員の方々が、それぞれの立場でお力を発揮され、緊密に緊張の実を上げられますならば、本町の限りない飛躍伸展が期待されるものと信じております。

最後に、謹んで厚岸町の限りなき発展を祈念いたしますとともに、議長さんを初

め、議員皆様方のご健康とご多幸、そして、本町発展のためますますご活躍くださることを心からお願いを申し上げまして、甚だ意を尽くし得ませんが、退任のごあいさつとさせていただきます。

長い間本当にお世話になり、ありがとうございました。（拍手）

議 長

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

よって、平成14年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会時刻 18時55分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年9月19日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員